

粕屋町公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、粕屋町ふるさとづくり寄附金の指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

平成31年4月1日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱田 彰

1. 指定期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日

2. 指定した者

会社名	所在地
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神2-13-1
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目5番15号